

8. 提出書類の様式

業 務 委 託 提 出 書 類 一 覧

様式 No.	様式名	作成者	あて名	提出 部数	提出期限	摘要
1	業務工程表	受注者	大阪府	2	契約後遅滞なく	
2	管理技術者 通知書	〃	〃	2	〃	
3	管理技術者 経歴書	本人	〃	2	〃	
4	管理技術者 変更通知書	受注者	〃	2	変更のとき	
5	照査技術者 通知書	〃	〃	2	契約後遅滞なく	設計業務に適用
6	照査技術者 経歴書	本人	〃	2	〃	〃
7	照査技術者 変更通知書	受注者	〃	2	変更のとき	〃
8	委任（下請負） 承諾申請書	〃	〃	2	下請負を契約しようとする時	現場技術業務委託は適用外
9	委任（下請負） 通知書	〃	〃	2	下請負を契約しようとする時	現場技術業務委託に適用
10	着手届	〃	〃	2	着手した日	
11	担当技術者届出	〃	総括監督員	2	契約後遅滞なく	現場技術業務委託は適用外
12	担当技術者 経歴書	本人	〃	2	〃	〃
13	担当技術者 変更届出	受注者	〃	2	変更のとき	〃
14	現場技術員 通知書	〃	大阪府	2	契約後遅滞なく	現場技術業務委託に適用
15	現場技術員 経歴書	本人	〃	2	〃	〃
16	現場技術員 変更通知書	受注者	〃	2	変更のとき	〃
17	既済部分検査 請求書	〃	〃	2	検査を受けようとするとき	

様式 No.	様式名	作成者	あて名	提出部数	提出期限	摘要
18	履行期間延長願	受注者	大阪府	2	延期を必要とする日	
19	完了届	〃	〃	2	業務委託完了の日	
20	業務部分完了報告書	〃	〃	2	指定可部分完了の日	
21	請求書	〃	〃	2	請求しようとする日	
22	納品書	〃	〃	2	納品時	
23	引渡書	〃	〃	2	引渡し時	
24	支給品受領書	管理技術者	出納員	2	受領時	
25	支給品精算書	〃	〃	2	完了時（使用済又は年度末日）	
26	業務計画書	管理技術者	主任監督員	1	契約後 15 日以内	変更が生じた場合必要に応じ追加変更する。
27	業務工程表	受注者	大阪府	1	必要に応じその都度	
28	業務月報	〃	〃	1	上半期 20 日まで 下半期翌月 5 日まで	
29	委任状	〃	〃	1	受注者が管理技術者に協議権限を委任したとき	都市整備部請負契約変更事務処理要領による
30	変更協議書	監督職員・管理技術者 相互間		2	設計変更が必要になったとき	〃
31	協議書 (打合せ記録簿)	〃		2	その都度	〃
32	業務実施報告書	受注者	大阪府	1		現場技術業務委託に適用
33	立会願	〃	〃	1	その都度	
34	借用書	〃	〃	1	〃	
35	個人情報扱作業責任者届	〃	〃	1	契約後遅滞なく	

様式 No.	様式名	作成者	あて名	提出 部数	提出期限	摘要
36	身分証明書 交付願	受注者	発注 事務所長	1	必要に応じ	
37	誓約書 (暴排・元請用)	受注者	知事	2	事後審査時	必携 10. その他共通事項
38	誓約書 (暴排・再委託用)	下請人等	知事	2	再委託契約を したとき	必携 10. その他共通事項

委 任 状

平成 年 月 日

様

受注者 住 所
会 社 名
代 表 者 名

平成 年 月 日、大阪府と との間で締結した下記
業務委託契約の委託料の変更額の累計が当初請負額の20%に相当する額（20%に相
当する額が1000万円を超える場合は1000万円）以内の委託料の変更に係る権限を
下記の者に委任します。

記

委 託 名	
-------	--

管 理 技 術 者 氏 名	⑩
------------------	---

変更協議書

		文書番号 施行年月日	〇〇第 平成 年 月 日	号 日
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成 年 月 日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> その他 ()			
委託名	(契約番号)			
打合せ 内容				
変更項目 ※1	A 当初委託金額	円	a 前回変更予定額	円
	B =A×0.2 ※2	円	b 今回変更予定額	円
	C 現委託金額※3	円	c 累計変更予定額 (c = a + b < B)	円
	D 変更予定請負金額 (D = C + c)	円		
	変更 条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ a～c及びDに記載のある金額は概算であり、この金額がそのまま委託金額とはならない場合がある。 ・ 委託金額の精算及び確定は、別途行う契約変更手続によるものとする。 ・ 委託金額の変更にかかる債権債務関係は、別途行う変更契約締結により発生する。 		
処理・回答	発注者	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> その他 () します。 総括監督員 (主任監督員※4) 氏名 確認印		
	受注者	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> その他 () します。 請負者 (管理技術者※5) 氏名 確認印		

- ※1 a～cで金額が減額となる場合は、数字の初めに「△」を記載する。
- ※2 当初契約金額の2割または1000万円のいずれか低い額を記載する。
c>Bとなる場合、本協議にかかる工事に着工する前に、変更契約手続を行うこと。
- ※3 既に契約変更済みの金額を記載する。まだ契約変更が無い場合は、Aと同額となる。
- ※4 累計変更予定額が250万未満の場合は、主任監督員が署名・押印する。
- ※5 受注者が委任状(別紙様式2)により、管理技術者に協議権限を委任しているときは、管理技術者が署名・押印することができる。

様式－3 1

協 議 書 (打合せ記録簿)

発 議 者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発 議 年 月 日	平 成 年 月 日
発 議 事 項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
業 務 名			
打 合 せ 内 容			
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 () します。 平成 年 月 日	
	受 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 () します。 平成 年 月 日	

総 括 監 督 員	主 任 監 督 員	監 督 員	

管 理 技 術 者	担 当 者		

様式－32

業務実施報告書

対象業務（工事）名	区 分	管 理 技術者	現 場 技術員
	平成 年 月		
月 日	実 施 業 務 の 概 要		

様式－33

立 会 願

平成 年 月 日

監 督 職 員 様

受注者 会 社 名
管理技術者

印

下記の通り立会をお願いします。

記

1. 業 務 名

2. 立会項目

3. 立会箇所

4. 立会希望、月、日時間

5. その他

様式— 3 5

個人情報取扱作業責任者届

平成 年 月 日

様

所在地

受注者 商号又は名称

代表者名

印

下記の者を個人情報の取扱いに係る作業責任者と定めましたので、届けます。

記

業務名称	
住所	
氏名	

様式— 3 6

身 分 証 明 書 交 付 願

平成 年 月 日

大阪府○○○○○○○所長 様

受注者 住 所
会 社 名 印
代 表 者 名

委託名

上記業務の実施にあたり、土地への立入りのため、下記のとおり身分証明書の交付をお願いします。

記

氏 名	資 格	生年月日	住 所

事業名: _____

誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の府の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 一 私は、大阪府の公共工事等を受注するに際して、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 二 私は、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪府から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 四 私が本誓約書一に該当する事業者であると大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪府の調査により判明した場合は、大阪府が大阪府暴力団排除条例及び大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づき、大阪府ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 五 私が大阪府暴力団排除条例第10条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪府に提出します。
- 六 私の使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪府の調査により判明し、大阪府から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

大阪府知事 様

平成 年 月 日

・所在地

・事業者名

・代表者

印

(契約書に押印する印鑑と同一印)

・代表者の生年月日

____年 月 日

(参考)

大阪府暴力団排除条例（抜粋）

第十一条 知事は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
 - 二 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該入札参加資格者を公共工事等に係る入札に参加させないこと。
 - 三 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、必要に応じ、その旨を公表すること。
 - 四 公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - 五 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を随意契約の相手方としないこと。
 - 六 公共工事等について元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該公共工事等に係る契約を解除すること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、公共工事等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 知事は、前項各号（第三号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 知事は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）

第3条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

様式－38

(再委託用)

事業名： _____

契約の相手方： _____

誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の府の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 一 私は、大阪府の公共工事等を受注するに際して、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 二 私は、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて大阪府へ提出されること及び大阪府から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 四 私が本誓約書一に該当する事業者であると大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪府の調査により判明した場合は、大阪府が大阪府暴力団排除条例及び大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づき、大阪府ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 五 私が大阪府暴力団排除条例第10条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を大阪府に提出します。
- 六 私の使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪府の調査により判明し、大阪府から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

大阪府知事 様

平成 年 月 日

・所在地

・事業者名

・代表者

印

(契約書に押印する印鑑と同一印)

・代表者の生年月日

____年 月 日

(参考)

大阪府暴力団排除条例（抜粋）

第十一条 知事は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
 - 二 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該入札参加資格者を公共工事等に係る入札に参加させないこと。
 - 三 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、必要に応じ、その旨を公表すること。
 - 四 公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - 五 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を随意契約の相手方としないこと。
 - 六 公共工事等について元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該公共工事等に係る契約を解除すること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、公共工事等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 知事は、前項各号（第三号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 知事は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）

第3条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者